

Title	タキトゥス・ゲルマーニア(田中秀央 泉井久之助共著, 刀江書院發行)
Sub Title	
Author	近山, 金次(Chikayama, Kinji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.11, No.4 (1933. 2) ,p.176(682)- 178(684)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330200-0176

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

すると結んで居る。博士の研究が一面に於て考證的勞作であると共に一面に於て痛切な現代批判なりしこと、此論文に於て殊によく現はれてをる。現代に於て西洋流な個人主義の弊害を救済し東洋流の家族主義の維持改革をはかるは、當面の大問題であり、早くも此點に著眼せる博士の炯眼に敬服せざるを得ない。「漢代の非官營論」は、桓寬の「鹽鐵論」に基いて、昭帝の時文學賢良の士の進言した官營を非とせる説を紹介批評したるもの、「日韓交通史上に於ける蔚山」は、博士の滿鮮旅行の産物であり、清正籠城地に就ての幣原谷井兩氏の説を反駁し、蔚山城一名島山城であり、一に籠城と云はれることを述べ、日鮮の文獻により清正籠城の経緯を論じてをる。

史學研究法方面に於て東洋史關係のものとして「史通」の著者を論ぜし「劉知幾の歴史研究法」は、注目に價する論文である。劉知幾は、唐代の史學者として卓越せし識見を有せし人、最近に於てもその重要性が益々認められつゝある。博士は、之を明治三十三年に既に研究の對象とし、縦横に彼の歴史研究法を論評してをるの、博士の著眼點の凡ならざることを示すものと云へやう。「王鳴盛の史學」も亦「十七史商榷」の著者たる王鳴盛の歴史觀を論じ、その現代史學に著しく接近せることを示せるもの、是等の篇は、前述の汪龍莊や楊鍾羲の研究と相照應し、博士の支那史學史研究の由來久しきことを示すものである。博士の研究がプランメエシツヒなるを見るにつけ、最後の綜合を見ずして博士の近いたのはかへすがへすも痛恨の至りである。ちなみに本論文中是等の東洋史關係諸論文の校正を加藤繁博士が好意をもつて當

られたるは編輯者同人の深く感謝する所である。(松本信廣)

タキトウス・ゲルマーニア

(田中 秀央 共譯
泉井久之助
刀江書院發行)

數年間眞摯の努力を捧げて完成されたこの名譯はタキツスの記述を逐次的に邦譯されたのみならず、實に彼の有つ氣品をすらも傳へることを忘れなかつた。これ、ひとへに言語の考證と史實の理解とに對する譯者の苦心の努力が生み出した自然の結晶なのであらう。かくてその譯文は數多ある外語譯に比肩し得るものとなつてゐる。とりわけ第十節、第十七―二十節、第三十三―三十四節、第三十七節の如きは誠に立派なものである。譯者のタキツスに對する正しき理解はその簡潔な序文の中に一端をうかがふことが出来るし、その飽くまで學究的な態度は卷末に付されたテキストにこれを見ることが出来る。筆者が驚異の眼を以て幾度か讀み返してゐる間に氣のついた二、三の願望を此處に述べて見たいと思ふ。

凡そギリシャ史、ローマ史に於けると同様、古代の官職名の翻譯は斯うした試をなす誰もが必ずや遭遇するところの難關である。譯者もこの書の中に於てかなりな苦心をつまれたらしく、心あるものはこれを読んで恐らくその鋭い良心的努力に感謝の念を捧げることであらう。しかし筆者一箇の希望から言へば、斯う云ふ種類の翻譯には *Prætor* に於ける場合の如く成可く原語をそのまま挿入されて置かれた方がよかつたかと思ふ。事實、譯者は *Prætors* なる語の譯語に煩はされ第十節で「首領」と譯され

の第十一節では「長老」となつたり「首領」となつたりし、第十二節では両者が全く同じ内容を有つ譯語なることを指示され、第十三、十四兩節には同じ「長老」の譯語が用ひられてゐる。然るに第十四節の註と第十五節では「首長」と譯され、更に第二十二節では「首領」が復活してゐる。これだけのことであれば敢て問題とすべきものではないが、第五節に於て實に譯者は「王」なる語をこれと同じ字に適用されてゐるのである。それから又 *Prætor* は「郷」、*Vicus* は「村」、とほぼその譯語を統一されてゐるにもかかはらず、何故に第二十六節では *Vicus* を「郷」と譯されてゐるのであらうか。譯者は序文の中でその不統一の罪をタキツスに歸して居られるが、これは自ら問題となるべきすぢのものであり、たとへ事實が譯者の言の如くであつたとしても、迷に迷を重ねるが如き方法はこの譯文にして如何にも残念な氣がする。勿論、一つの單語に一つの譯語がしつくりとあてはまることは殆んど全く無いと言つてよいのであるから、とりわけ斯うした學術的な翻譯にあつてはこの種の原語をそのまま用ひられた方がよかつたかと考へられる。

それから欲を言へば折角、原文を添付されたのであるから、この譯書を全く完全なものとするために、簡單でももう少し *Text-Criticism* がほしかつたと思ふ。譯者も第十四節の註(一)に言はれた通り、これほどの古典になると兎角それについて多くの異説が生れるのであり、テキストによつては自ら見方をかへなければならぬ事が澤山に起つて來るのである。例へば *rex vel princeps* と云ふ句は第十節にも第十一節にも出て來るところが第十

節のは *Princeps civitatis* とあつてその性質も明白であるが、後者のはただ *Princeps* とあるだけであり、これが單數であることと前後の文章の内容とから推して當然、第十節のものと同質なりと認められるのである。然るに若しこの譯書に添付された原文の如くこれが複數であれば意味は全く變じて、その影響は會議の内容にまで觸れて來るのである。

更にまた原文譯に加へられた註に多少、考證の餘地がある様に思はれるのは斯うした古典研究の性質からして止むを得ないことであらう。例へば第十三節の註に於ては殆んど *Adulescentulus* を成年以前の少年と解釋した結果、これに *Princeps* たるの資格を認めぬ理由にして居られるが、*Adulescentulus* は「極めて年若き男」を意味する語であるにせよ、同じ語をキケロは二十七歳になつた自己に用ひて居るし、またサルヌチウスは三十有五のケイザルに對しても用ひたのである。他方、譯者は次の第十四節で *Adulescens* に *Princeps* の資格を認め、前のものと異質のものだとされ、これを單なる勢力家の如く斷定されてゐる。けれども實際、會議を中心とする純粹に政治的な原因から生れた *Princeps* に選挙制度も備つてゐたのであり、これを單に *nobilitas* の意に解された譯者の斷案が果して當を得たものか何うか、それも亦た一つの問題である。

それから又、第二十六章の註に於て譯者はゲルマニヤに於ける一種の農業共産制を推定されてゐるが、これは是非とも一考を煩したい所である。たつたこれだけの材料から斯うした結論が生れると云ふことに相當の無理があるのみならず、その材料の多くは

寧ろこれと反對の事實を物語つてゐる様にさへ思はれるのである。ab universis vicis の句を「全體としての郷によつて」「郷全體の共有財産として」と譯されてゐるが、未だ農業經濟を殆んど知らないゲルマニヤに於て土地が一つの財産と見られたか何うかは誠に疑はしいのである。彼等の多くは貨幣を知らず、物々交換を主とし、未だ遊牧生活の面影を脱し得ぬもの達であり、彼等の間で問題となつたものはその年齢の多少、身分の高下、戦功の大小、辯舌の巧拙であり、富と云ふものは是等掠奪を事とする人々の間では未だ問題とならぬことであつた。彼等はその住居を定め、たゞ以上、たとへ一年限りにせよ勿論その地上權を主張したことであらうし、また女達によつて多少の農作物は作られたであらうが、それは決して農業と云ひ得るほど大したものでは無かつたと思はれる。ab universis vicis (vicus 全體によつて) 占有すると思ふことは共有財産として所有すると云ふ意味にまでなるのであらうか。よく土地を棄てて他に移住しがちだつたゲルマニヤ人の團體が或る土地に止まる毎にその土地を共有財産なりと思惟してゐたものであらうか。一步を譲つてたとへそうであつたとしても、この場合の土地共有制と云ふことは土地共產制と云ふことにはならぬのである。彼等は相互にそれぞれの地位によつてその土地を分配し、それを耕したのであり、その産物は當然その開墾者の所に歸したものであり、ただ自發的にそれぞれの家畜或は農産物を Prineeps にもたらず習慣があつたのみである。これは尊敬の徴であると同時に必要に對する保障でもあつた。ただそれだけの事であつた。これが果して共產制であらうか。

また譯者は何うしたものか、この場合 Vicus を Pagus と同様の「郷」と云ふ字に譯されてゐるが、軍事的に「百」の精英を有ち政治的に一つの重要な單位であつた Pagus が若し全體として土地共有制を布いてゐたとすれば、これは政治制度としても一つの充實を物語るものとなり、又一つの重要な問題を起すに足るものとなる。Vicus と Pagus とは果して同じものなのであらうか、それも問題である。

斯うした種々な疑問は原譯文に加へられた解釋に就て起されるものであり、古典研究家が誰しも遭遇すべき難關である。たゞしそれは如何あらうとも譯書の價值をいささかも左右するものではないのである。

前述の如くその譯文は正鵠を得て而も極めて流暢、實に美事なものと云はざるを得ない。評者は第五節と第十三節とにやや希望の箇所をのこしただけで、他は誠に氣持よく幾度か讀み返した。それからまた譯者がこの書に於て採用された洋音の假名遣は極めて大膽な飽くまで合理的な試として一驚に値する。(近山金次)

獨逸史學史

(坂口昂著)
岩波書店刊行

故坂口博士の遺稿上梓の事業は、先般刊行された本書を最後として完成せられたのである。本書は大正十三年から昭和二年に至る連續四年に亘つて京都帝國大學に於て行はれた博士の講義の筆記を基礎とし、これに聽講者のノートを對照補訂して成れるもので、年度に従つて四篇に分たれる。